明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三〇三）　二
○大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（三〇四）　二
〔省　令〕
○農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産六八）　四
○特定水産資源の採捕の停止に関する省令（同六九）　四
〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務一八四）　五
○香川用水施設緊急対策事業に関する事業実施計画を認可した件（厚生労働・農林水産・経済産業一）　五
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産一九〇〇）　六
○厚生省告示第二百六十九号をもって指定した国民保養温泉地南小国郷温泉の地域を拡大するとともに、その名称を変更する件（環境七五）　六
○設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者（同七六）　七
○特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物（同七七）　七
○特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定める石綿含有成形板等（同七八）　八
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、追加提供及び新規提供が決定された件（防衛二一三）　八
○道路に関する件（関東地方整備局二六九）　八
○道路に関する件（近畿地方整備局一四〇）　八
○特定抗争指定暴力団等に係る警戒区域を変更する件（愛知県公安委八）　九
〔人事異動〕
内閣　法務省
労　働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　九
国家試験
令和二年度司法書士試験の口述試験の実施期日等について（法務省）　九
〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価、埼玉県北川辺領土地改良区の定款変更の認可関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　九
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一〇
会社その他
会社関係　三

本号で公布された法令のあらまし

◇大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三〇三号）（環境省）

大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和二年法律第三九号）の施行期日は、令和三年四月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和四年四月一日とすることとした。

◇大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（政令第三〇四号）（環境省）

1　特定建築材料の範囲の拡大

大気汚染防止法（昭和四三年法律第九七号。以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める建築材料を、吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料とすることとした。（第三条の三関係）

2　特定粉じんを多量に発生する等の原因となる特定建築材料

法第一八条の一七第一項の政令で定める特定建築材料を、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材とすることとした。（第一〇条の二関係）

3　報告及び検査に係る規定の整備

大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和二年法律第三九号。5において「改正法」という。）の施行に伴い、報告徴収及び立入検査の対象に下請負人を加えるとともに、解体等工事の発注者、元請業者、自主施工者及び下請負人に対する報告徴収及び立入検査の対象を定めることとした。（第一二条第七項及び第八項関係）

4　政令で定める市の長による事務の処理の追加

政令で定める市の長による事務の処理について、法第一八条の一五第六項の規定による報告の受理に関する事務を追加することとした。（第一三条第一項第五号関係）

5　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、改正法の施行の日（令和三年四月一日）から施行することとした。